

長期入院患者様の保険外併用療養費について

令和6年6月

健康保険法等の一部改正により医療保険における、一般病棟の「180日を超えて入院されている患者様に係る入院基本料」について、上記内容に該当される患者様は、入院料が一部保険給付から外され、保険外併用療養費として頂くこととなります。(ただし、厚生労働大臣の定める状態等にある患者様は除かれます。)

これに伴いまして、入院される患者さん並びにご家族には、以下の内容をご確認させていただきますので、ご了承お願い申し上げます。

- ① 過去3ヶ月以内のご本人様の入院履歴をお聞かせください。
- ② 入院があった場合は、その理由をお聞かせください。
- ③ 退院時に医療機関から「退院証明書」を発行され、保管されている場合は、早急にご提出をお願い致します。

なお、入院に際し「保険医療機関からの求めに応じ、自己の入院履歴等を申告する」「虚偽の申告を行った場合、それにより発生する損失について、後日費用徴収が行われる可能性がある」とされていますので、ご協力をお願い致します。

180日を超える入院に係る保険外併用療養費

(令和6年6月1日からの料金)

○東3階病棟において該当される患者様 1日 2,394円(消費税込み)

ご不明な点は、南1階地域連携室又は、受付までお気軽にご相談ください。